

第40号議案

令和3年度加東市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度加東市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度加東市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収		入
第1款 水道事業収益	1,621,016 千円	385 千円	1,621,401 千円
第1項 営業収益	1,234,143 千円	△ 368,487 千円	865,656 千円
第2項 営業外収益	386,863 千円	368,872 千円	755,735 千円
	支		出
第1款 水道事業費用	1,460,425 千円	385 千円	1,460,810 千円
第1項 営業費用	1,430,687 千円	385 千円	1,431,072 千円

（他会計からの補助金等の補正）

第3条 予算第9条中「13,770千円」を「382,642千円」に改める。

令和3年5月12日提出

加東市長 安田正義

令和3年度加東市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			1,621,016	385	1,621,401	
	1 営業収益		1,234,143	△ 368,487	865,656	
		1 給水収益	1,193,187	△ 368,487	824,700	
	2 営業外収益		386,863	368,872	755,735	
		6 他会計補助金	0	368,872	368,872	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			1,460,425	385	1,460,810	
	1 営業費用		1,430,687	385	1,431,072	
		4 総 係 費	161,717	385	162,102	

令和3年度

加東市水道事業会計補正予算（第1号）説明書

令和3年度加東市水道事業会計補正予算（第1号）説明書

収益的収入及び支出

収 入

(款) 水道事業収益

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 営業収益		1,234,143	△ 368,487	865,656			
	1 給 水 収 益	1,193,187	△ 368,487	824,700	水 道 料 金	△ 368,487	新型コロナウイルス感染症対策 水道料金減免
2 営業外収益		386,863	368,872	755,735			
	6 他 会 計 補 助 金	0	368,872	368,872	一 般 会 計 補 助 金	368,872	新型コロナウイルス感染症対策 水道料金減免に伴う補助
合 計		1,621,016	385	1,621,401			

支 出

(款) 水道事業費用

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 営業費用		1,430,687	385	1,431,072			
	4 総 係 費	161,717	385	162,102	委 託 料	385	水道料金減免に伴う電算システムのプログラム調整及びシステム改修業務委託料
合 計		1,460,425	385	1,460,810			

令和 3 年度

加東市水道事業会計補正予算（第 1 号）補足説明書

令和3年度加東市水道事業会計補正予算（第1号）は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、市民生活や事業活動を支援するため、一般会計からの補助を受けて水道料金を6か月間（6月から11月までの請求分）減免する補正予算を編成いたしました。

収益的収入及び支出をそれぞれ385千円増額し、水道事業収益の総額を1,621,401千円、水道事業費用の総額を1,460,810千円といたします。

営業収益のうち、給水収益を368,487千円減額補正します。

また、減免措置に係る電算システムのプログラム調整及びシステム改修費として、営業費用のうち、総係費を385千円増額補正します。

これらを補填する財源として、営業外収益のうち、他会計補助金（一般会計繰入金）を368,872千円増額補正します。

1 収益的収入補正予算の概要

(1) 減免の内容（減免対象者、対象範囲）

ア 一般家庭及び市内在住の個人事業者は、基本料金及び従量料金の全額を免除

イ 上記以外の事業者は基本料金のみを免除

		基本料金	従量料金
一般家庭		免除	免除
事業所	市内在住の個人事業者	免除	免除
工場	上記以外の事業者（※）	免除	—

（※）上記以外の事業者

(ア) 法人名義で契約されている方

(イ) 市内在住の個人名義で契約している場合であっても、水道料金を法人名義の口座から振替納付されている方、又は、納付書の請求先を法人名義にされている方

(ウ) 契約者が市外在住（加東市に住民登録が無い）で、加東市内で事業をされている方

(2) 水道料金の減免見込額 (減免期間 6 か月)

(単位：千円)

対 象 者	基本料金 A	従量料金 B	合計 A+B	備 考
一般家庭・個人事業者 (16,495 件)	96,977	223,496	320,473	A+Bの全額を免除
上記以外の事業者 (1,398 件)	48,014	-	48,014	Aの基本料金を免除
合 計 (17,893 件)	144,991	223,496	368,487	

※官公庁用 (約 390 件) は水道料金減免の対象外とするため、上記表内の件数及び金額に含まれていません。

※無制限の利用を抑制するため、下水道使用料は減免対象外とします。

(3) 減免期間

6 か月間 (6 月から 11 月までの請求分)

偶数月請求の方は、6 月、8 月、10 月請求分 (4 月から 9 月使用分)

奇数月請求の方は、7 月、9 月、11 月請求分 (5 月から 10 月使用分)

(4) 手続

対象者からの申請手続は不要

(5) 負担軽減額

口径 20 mm 以下、1 か月 20 m³ 使用の一般家庭の場合：3,729 円 × 6 か月分 = 22,374 円

(参考：資料 No.1)

1 負担軽減額

(1) 一般家庭、市内在住の個人事業者で、基本料金及び従量料金免除の場合

種類	条件	免除する水道料金額（消費税込、6か月）
基本料金のみ世帯	口径20mm以下、使用水量が1月当たり5m ³ までの世帯	5,940円
平均的な世帯	口径20mm以下、使用水量が1月当たり20m ³ までの世帯	22,374円
事業所	口径25mm、使用水量が1月当たり50m ³ の事業所	69,036円

(2) 営業用、工場用で基本料金のみ免除の場合

口径	基本料金（消費税込、6か月）
20mm以下	5,940円
25mm	42,108円
30mm	76,890円
40mm	117,942円
50mm	179,718円
75mm	561,660円
100mm	954,822円
150mm	1,909,644円